



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年11月10日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

課長 井口 恵貴

安全専門官 斎藤 敏男

(電話) 028-634-9117

栃木県内の死亡労働災害の多発（前年同期比88%増）を受け 栃木労働局長が緊急メッセージを発信

栃木労働局（局長 藤浪竜哉）は、死亡労働災害の多発を受け、続・「Aない声かけ3か月運動」（実施期間：10月1日～12月31日）を広く周知するとともに、死亡労働災害の撲滅と労働災害防止対策の徹底を強く呼びかけます。

【労働災害の発生状況等】

10月末現在での死亡労働災害による被災者数は、15人と昨年1年間に発生した9人を大きく上回っており、このうちの3人が10月に入ってから発生しています。

また、令和3年9月末現在、栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、1,566人と昨年同時期よりも324人上回り、増加率26.1%と過去例のないハイペースで増加しており、24年ぶりに平成9年の2,536人に迫る勢いにあります。

【死亡労働災害の特徴】

- 1 「墜落、転落」災害が過去5年間で最多
- 2 建設業における災害が過去5年間で最多
- 3 道路貨物運送業における災害が過去4年間で最多

「墜落災害」「はさまれ災害」「土砂崩壊」等の在来型の災害（これまで繰り返し発生した死亡労働災害と同様の災害）が15件中11件であり、手すりや安全カバーの設置などの基本的な安全対策を講じていけば防げたものがほとんどを占めています。

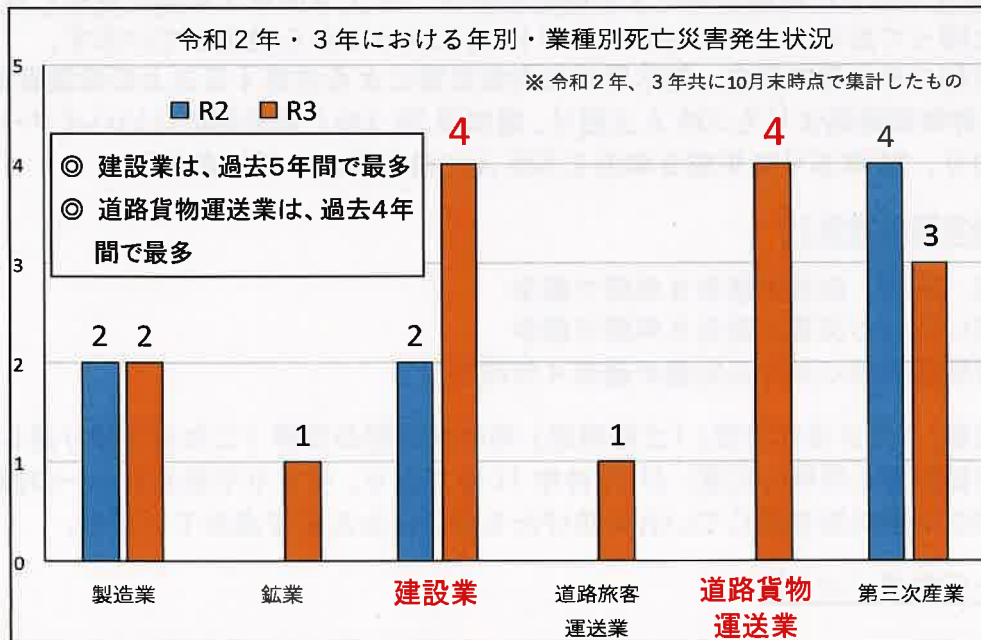
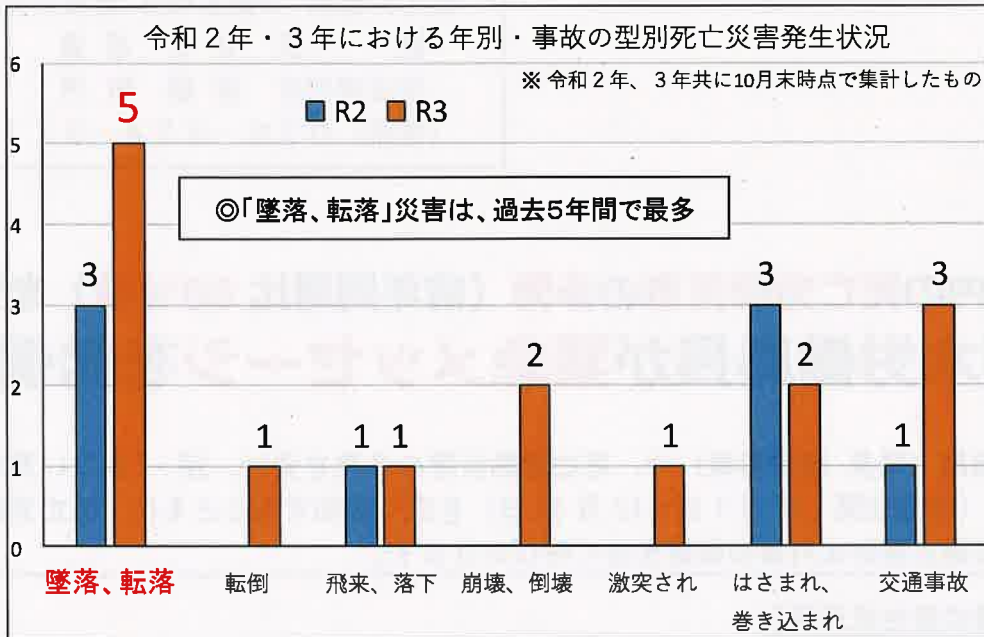
【メッセージのポイント】

◆死亡労働災害はあってはならない、起こしてはならないものであること

- 1 経営トップ自ら無災害への強い決意を従業員に示し、災害防止の徹底を図ること。
- 2 作業前の点検、5S活動、危険予知活動などの基本的な安全活動の強化を図ること。
- 3 同じ場所で働く皆がお互い声をかけ合って安全行動を実践すること。

【栃木労働局としての今後の取組み】

- 1 続・「Aない声かけ3か月運動」の周知展開 [令和3年10月1日~令和3年12月31日]
- 2 年末年始無災害運動の周知展開 [令和3年12月1日~令和4年1月31日]
- 3 各労働基準監督署管内での安全パトロール等



- 【添付資料】**
- ・ 栃木労働局長緊急メッセージ
 - ・ 署別業種別労働災害発生状況（令和3年9月末現在）
 - ・ 「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」（令和3年8月23日付け要請文）
 - ・ 続・「Aない声かけ3か月運動」実施要綱